

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年11月30日（火） 号外第105号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則（45）（住まいまちづくり課）・・・・・・ 3

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

個人情報を保護するため、2級建築士試験及び木造建築士試験の合格発表時に公告する内容について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事又は指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の受験番号（現行 氏名）を公告することとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（合格公告及び通知）</p> <p>第15条 知事又は指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の<u>受験番号</u>を公告し、本人に合格した旨を通知する。</p> <p>2 略</p>	<p>（合格公告及び通知）</p> <p>第15条 知事又は指定試験機関は、2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の<u>氏名</u>を公告し、本人に合格した旨を通知する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。